

理事会運営内規

制定：2016年10月30日

1 理事会の目的

日本図書館情報学会規約第8条3項に基づき、理事会は学会の主要な会務に関して決定を行う。

2 理事会の構成と招集

- (1) 理事会は会長および理事によって構成される。理事会は、欠席理事の委任状を含めて、構成メンバーの3分の2以上の出席で成立する。
- (2) 理事会は原則として年2回、会長が招集して開催する。
- (3) 理事会は原則として研究集会の日程とは重ねずに開催する。
- (4) 常任理事会が日程を決定し、原則として2ヶ月前までに通知する。
- (5) 上記によらず、会長が臨時理事会を招集することができる。
- (6) 理事の出欠を確認する。

3 議題と議事録

- (1) 理事会の議題は常任理事会が策定する。
- (2) 理事会の議事録は事務局が作成し、常任理事会の承認を得たのち、理事会のメーリングリスト等で承認を得る。承認後、理事会の議事抄録を会報で公開する。

付則 本内規は、2016年11月1日より施行する。